

## 愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基本要綱（以下「基本要綱」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に規定する事項のほか、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が管理するホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広域連合ホームページに掲載する広告は、バナー広告（広域連合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下同じ。）とする。

(広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横140ピクセル
- (2) 形式 G I F、J P E G、P N G
- (3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可
- (4) データ容量 4キロバイト以下

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (6) 広告の内容とリンク先の内容に関連性がないもの

(G I Fアニメ)

第5条 複数の静止画像を順に表示させた画像（「G I Fアニメ」という。）を用いる場合の基準は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用しない。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

(広域連合ホームページとの区別)

第6条 次の表現をしているバナー広告又は当該バナー広告のリンク先の広告主の指定す

るホームページについては、利用者が広域連合のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 広域連合ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「〇〇相談」など医療保険制度を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が広域連合の事業であると誤認しやすいもの

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載をする期間は、原則として1か月単位とする。また、広域連合が必要と認めるときは、掲載申込みのあった期間と異なる期間を指定することができるものとする。

(広告枠の売り渡し方法)

第10条 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な広告料で売り渡すものとする。

(募集要項)

第11条 広告の募集及び選定は、次に掲げる事項を記した「募集要項」で行う。

- (1) 広告を掲載するホームページのURL
- (2) 広告枠の売り渡し方法
- (3) 広告の掲載位置
- (4) 広告の枠数
- (5) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始日及び終了日）
- (6) 広告料に関する事項
- (7) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

(広告掲載の申込受付)

第12条 広告の掲載申込受付は、愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を広告主（広告枠を広告代理店に売り渡した場合は、当該広告代理店。第13条第1項において同じ。）から受理して行う。

2 前項の規定による広告の掲載の申込みは、当該申込みを行う者に係る広告についてのみ行うことができるものとする。

(広告掲載の決定)

第13条 基本要綱第7条の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、広域連合は愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）

を広告主に通知する。

2 広域連合は、前条の規定により申込みのあった広告の数が基本要綱第7条第1項の規定により審査会が決定する広告枠の数を超えたときは、広告料の上位のものから順に決定し、広告料が同額の場合は次に掲げる順により決定する。なお、同一の順における広告については、掲載希望月数の多いものを優先する。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんしている法人又は団体の広告
- (2) 公益法人又は公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 民間企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 民間企業であって県内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 民間企業であって県内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定する。

（広告掲載内容の遵守）

第14条 広告掲載の許可を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、掲載内容及び条件等について、基本要綱、広告掲載基準及び本要領（以下「要領等」という。）を遵守するものとする。

（広告内容等の変更）

第15条 広域連合は、バナー広告の掲載をした後に、リンク先のホームページの内容等が各種法令等に違反している、あるいはそのおそれがある、又は要領等に抵触していると判断したときは、広告掲載者（広告枠を広告代理店に売り渡した場合は、当該広告代理店。次条、第17条、第18条第1項及び第20条において同じ。）に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告の削除）

第16条 広域連合は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ広告掲載者に対して通知をすることなく、バナー広告の掲載の一時中止又はバナー広告の削除をすることができる。

- (1) 前条の規定による変更の求めに広告掲載者が応じないとき。
  - (2) その他、広域連合ホームページへの広告掲載が適切でないとして広域連合が判断したとき。
- 2 前項の規定により広告掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告掲載者に損害が生じても、広域連合は、その賠償の責めを負わない。

（広告掲載の取下げ）

第17条 広告掲載者の都合により、広告の掲載を取下げようとするときは、愛知県後期高

齢者医療広域連合ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第3号）を広告掲載者から受理して行う。

- 2 前項の規定による取下げの申出により広告掲載を掲載期間の途中で終了した場合において、当該広告に係る既納の広告料は、還付しないものとする。

（広告料の返還）

第18条 広告掲載者の責めに帰さない理由により、広域連合が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、納付済みの広告料を当該広告掲載者に返還する。ただし、掲載できなかつた日数が連続して7日以上であった場合に返還することとし、7日に満たない場合は、広告料の返還は行わない。

- 2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

（広告掲載者の責務）

第19条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広域連合に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広域連合に対して損害賠償請求その他の訴訟上又は訴訟外における請求又は申立てがされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決することとする。

（リンク先）

第20条 広告掲載者は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広域連合に連絡するものとする。

（裁判管轄）

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、広域連合の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（疑義等の決定）

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

（その他）

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

様式第 1 号 (第12条関係)

年 月 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 殿

申込者 (広告代理店)

住所 (所在地)

名称

代表者職氏名

印

愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書

愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

事業所の所在地 及び名称		
広告内容		
リンク先URL	http://	
掲載希望期間 (1か月単位)	年 月 ~ 年 月 (  か月) ※ただし、連続する掲載希望期間は12か月を限度とする。	
[連絡先]	電話	
	FAX	
	E-mail	
	担当者名	
その他	申込みに当たっては、愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領に定める事項を承諾し、及び遵守します。	

備考 次の書類を添付してください。

- ・ 広告案 (電子データでも可)
- ・ 業種及び業務内容が確認できる書類

様式第2号（第13条関係）

年 月 日

様

愛知県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けの広告掲載申込みについて、下記のとおり決定しましたので、愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領第13条の規定に基づき、通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載決定期間	年 月 ～ 年 月 ( か月)
広告原稿提出期限	年 月 日
広告料	円 ※納期限 年 月 日
備考	

※備考欄には、広告掲載に当たり広告掲載者が遵守すべき事項を記載する。

様式第3号（第17条関係）

年 月 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 殿

申 込 者

住所（所在地）

名称

代表者職氏名

印

愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載取下げ申出書

愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領第17条の規定に基づき、次の理由により広告掲載を取り止めます。

広告掲載 取下げの理由	
----------------	--